別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
令第百十二条第十三項第一号の認定に係る評価	四十万円
令第百十二条第十三項第二号の認定に係る評価	四十万円
令第百十二条第十五項の認定に係る評価	四十万円
（略）	

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

【11．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム等の部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
【ヌ．宅配ボックスの設置部分】（　　）（　　）（　　）
【ル．住宅の部分】　（略）
【ヲ．老人ホーム等の部分】　（略）
【ワ．延べ面積】・【カ．容積率】　（略）

【12．建築物の数】～【19．備考】　（略）

（注意）
１～３　（略）
４．第三面関係
①～⑬　（略）
⑭　都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災

別表第二（第十一条の二の三関係）

(い)	(ろ)
（略）	
令第百十二条第十四項第一号の認定に係る評価	四十万円
令第百十二条第十四項第二号の認定に係る評価	四十万円
令第百十二条第十六項の認定に係る評価	四十万円
（略）	

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（Ａ４）

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【１．地名地番】～【10．建築面積】　（略）

【11．延べ面積】　（略）
【イ．建築物全体】　（略）
【ロ．地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ハ．エレベーターの昇降路の部分】　（略）
【ニ．共同住宅の共用の廊下等の部分】　（略）
【ホ．自動車車庫等の部分】～【リ．貯水槽の設置部分】　（略）
（新設）
【ヌ．住宅の部分】　（略）
【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】　（略）
【ヲ．延べ面積】・【ワ．容積率】　（略）

【12．建築物の数】～【19．備考】　（略）

（注意）
１～３　（略）
４．第三面関係
①～⑬　（略）
⑭　都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の９第１項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ１メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄